

東寺仏舍利奉請状の伝来と作成過程

——儀式において作成された文書の一形態——

新見 康子

問題の所在

東寺の宝蔵には、空海が入唐した時に、師の恵果から直接授かったという仏舍利が安置されていた。空海は大同元年（八〇六）に唐から帰国するが、同年十月二十二日には唐から請来した經典類・聖教類や、その他の宝物を記した目録を作成して朝廷に提出した。その『弘法大師請来目録』には、「仏舍利八十粒就中金色舍利一粒」とみえ、空海が請来した仏舍利は八十粒あり、その中に金一粒が含まれていたという。この空海請来の仏舍利は宝蔵に納められ、平安時代中期以降、後七日御修法や灌頂院御影供、灌頂会などの法会に際して道場に安置された。

東寺の仏舍利は平安時代を通じて勘計とあって、甲乙二つの壺に納められた仏舎利の粒数を数えることが行われた。天下豊饒の時にはその数を増し、国土衰退の時にはその粒数が減少するといわれた。^①勘計は、代々の東寺長者の重要な仕事の一つで、後七日御修法の結願日（正月十四日）や、灌頂会に際して行われた。鎌倉時代以降、天皇・上皇・公家・武家が仏舎利を請うけることが盛んに行われ、これを奉請といった。この奉請において、勅使が作成した受取状が奉請状である。これらは奉請の証拠として、仏舎利とともに御道具唐櫃の中に納められ、宝蔵に保管された。

勘計・奉請については、既に橋本初子氏の詳細な研究成果がみられる。^②橋本氏による「東寺の仏舍利・勘計一覧表」は、仏舎利の勘計および奉請の年月日、粒数、東寺長者、奉行・勅使名、儀式参列者名、関係文書・記録等の項目にわけて作成された労作であり、たいへん興味深いものである。また、上島有氏は、東寺文書六芸之部や観智院聖教の奉請状をもとに、古文書学的見地からみた奉請状の様式の変遷とその内容などについて論じている。^③さらに近年は如意宝珠と王権の関連からの研究も盛んである。^④

一方、奉請状の形態に注目すると、宝蔵の御道具唐櫃に伝わった文書のうち、後七日御修法請僧交名・後七日御修法道具目録・東寺結縁灌頂交名案はいずれも継紙で伝わっているのに対し、奉請状のみが現在は継紙ではなく各箱に分散して伝わっていることに気づく。^⑤奉請状は奉請という儀式において作成された文書である。このような文書は、儀式的次第とあわせて検討することによって、その機能を明らかにすることが可能となる。奉請状の作成過程とその形態には、まだ研究の余地が残されているのではないだろうか。

そこで本稿の第一節「仏舍利奉請状の伝来と現状」では、勘計・奉請の記録をもとに編年順のグループ分けを行い、現在の所蔵について確認する。また、グループごとに奉請状の形態と内容を概観する。次の第二

節「仏舍利奉請状の作成と保管形態」では、奉請という儀式において奉請状がどのように作成されたのか、奉請の次第をもとに明らかにして、原文書が伝わっている奉請状について、その保管形態を検討する。そして、第三節「仏舍利奉請状の保存と管理」では、江戸時代の修理や江戸・明治時代の古文書目録をもとに奉請状が分散した経過をたどり、その保存と管理について考察を加える。奉請状の伝来と作成過程に重点を置いて、保管形態の復元を行うことよって、奉請状が宝蔵の御道具唐櫃の中に、継紙という形態で保管される意義にまで言及できればと思う。

第一節 仏舍利奉請状の伝来と現状

一 仏舍利奉請状の伝来

はじめに、勘計・奉請の記録をもとに奉請状のグループ分けを行い、その所蔵について確認する。そして、グループごとに奉請状の形態と内容に重点を置いて概観しておこうと思う。

勘計・奉請の記録としては『仏舍利勘計記』^⑥が伝わっている。観智院賢宝が文和三年（一二三四）に書写したもので、天曆四年（九五〇）から応安三年（一三七〇）にかけての勘計・奉請の記録である。これには多くの奉請状が引用されており、原文書が伝わらない場合は参考となる。

一方、奉請状については、建保四年二月十六日東寺宝蔵納物注文の「御道具唐櫃納物」^⑦の項目に、

舍利勘計記并奉請問文書式卷内一卷天曆四年以後
一卷建保五年以後とあり、建保四年（一二二六）の時点で、勘計記と奉請状の二巻が御道具唐櫃に伝わっていたことがわかる（以下、「A天曆四年以後の勘計記」「B建保五年以後の奉請状」とする）。御道具唐櫃には、これらの文書の他に、空

海請来の仏舍利をはじめ健陀穀子袈裟・密教法具などが納められ、後七日御修法などの法会において必要不可欠なものであった。^⑧鎌倉時代以降も勘計・奉請は行われ、文永八年（一二七二）から長享三年（二四八九）までの奉請状は、ほぼ完全に残っている（以下、これらの奉請状を「C文永八年以後の奉請状」とする）。このように勘計・奉請の記録や残っている奉請状をもとに分類すると、奉請状は編年順にA～Cの三つのグループに分けられる。

次に、奉請状の現在の所蔵について確認しておく。文書群の分類にしたがって所蔵をみると、奉請状は観智院聖教（東寺所蔵）・東寺文書六芸之部（東寺所蔵）・東寺百合文書（京都府立総合資料館所蔵）にあつて、さらに箱別に①～⑪にわけられる。このうち、観智院聖教と東寺文書六芸之部の奉請状は、編年順にまとまって伝わっているが、^⑨東寺百合文書の奉請状は、文書と文書が紙継ぎされていない一通のみの文書（以下、「一通文書」と記す）として、各箱に分散して伝わっているのが特徴である。この箱別の分類①～⑪と奉請状の伝来・保管形態を比較対照すると、表の「仏舍利奉請状一覧」のようになる。

①の観智院聖教の奉請状は平安時代のもので、保延五年（一一三九）・久安六年（一一五〇）・仁平四年（一二五四）の奉請状三通一巻からなり、観智院聖教一四五箱に納められている。^⑩後述するが、江戸時代の加賀藩主前田綱紀の調査において採録されていないことから、これより前に何らかの事情で、宝蔵の御道具唐櫃から取り出されて、観智院聖教の箱に混入したと考えられる。

次の②～⑨の東寺百合文書の奉請状は、鎌倉時代から南北朝時代にかけてのものである。寛元四年（一二四六）の奉請状が一通と、文永八年（一二七二）から延文四年（一二五九）までのものが七五通確認できる。その内訳は、②東寺百合文書き函（以下、東寺百合文書の箱番号についてはカッ

表 仏舎利奉請状一覧

年月日	頁数	現在の所蔵	編年順のグループ	明治十二年儲書目録
天曆四年 (九五〇)	三通二卷	観智院聖教一四五箱二八号	A天曆四年以後	
① 保延五年 (一一三九)	一通	東寺百合文書き函一号	B保延五年以後	
② 寛元四年 (一二四六)	三六通	東寺百合文書き函 (一号文書をのぞく)		勅旨院宣之部
③ 建治元年 (一二七五)	二六通	東寺百合文書ウ函		南朝之部
④ 文永八年 (一二七一)	二通	東寺百合文書セ函南朝文書		讓状受書消息之部
⑤ 永仁三年 (一二九五)	二通	東寺百合文書マ函		
⑥ 元亨四年 (一二二四)	二通	東寺文書六芸之部書八		
⑦ 正中元年 (一二三四)	六通	東寺文書六芸之部御六		
⑧ 建武二年 (一二三五)	一通	東寺文書六芸之部御六		
⑨ 延文五年 (一一三六)	一通	東寺文書六芸之部御六		
⑩ 延文五年 (一一三六)	八通二卷	東寺文書六芸之部御六		
⑪ 応安二年 (一一三六)	十一通二卷	東寺文書六芸之部御六		

コ内に記す) 三七通、③「こ函」二六通、④「ウ函」一通、⑤「せ函」南朝文書」二通、⑥「ヤ函」一通、⑦「里函」二通、⑧「マ函」一通となっている。また、吉田黙氏所蔵の文書や国立歴史民俗博物館所蔵の文書のように、もとは東寺百合文書であったが、近年になって流出した奉請状⑧が六通ある。

⑩と⑪の東寺文書六芸之部の奉請状は、②と⑨の東寺百合文書の奉請状に続き、延文五年(一一三六〇)から長享三年(一二四八九)までのものである。江戸時代に卷子装に仕立てられ、⑩東寺文書六芸之部書八(以下、東寺文書六芸之部の箱番号についてはカッコ内に記す)は、延文五年(一二三六〇)から貞治七年(一二三六八)までの奉請状が八通一巻からなり、⑪「御六」は、応安二年(一一三六九)から長享三年(一二四八九)までの奉

請状が一一通一巻からなっている。

唯一の例外は応永十三年九月十日足利義満自筆仏舎利奉請状^⑫である。これは年紀の順序でいうと、東寺文書六芸之部の⑪「御六」の文書となるはずであったが、「私奉請^⑬」という形をとったため、継紙に継がれないまま別途保管され、現在は②「き函」に掛幅装で伝わっている。

以上のように、奉請状は編年順に、A天曆四年以後の勘計記・B保延五年以後の奉請状・C文永八年以後の奉請状の三つのグループにわけられる。また、所蔵別にみると、観智院聖教・東寺百合文書・東寺文書六芸之部にあつて、観智院聖教の奉請状は①の箱に、東寺百合文書の奉請状については②と⑨の箱に分散しており、東寺文書六芸之部の奉請状は⑩「書八」と⑪「御六」の卷子となっている。編年順のAとCのグルー

プと、箱別の分類①～⑩を比較すると、A天暦四年以後の勘計記は現存せず、B保延五年以後の奉請状は、観智院聖教の①三通と東寺百合文書の②「き函」(寛元四年分)一通のみが伝わっている。そして、C文永八年以後の奉請状は、②「き函」(寛元四年分を除く)と東寺百合文書の③～⑨、東寺文書六芸之部の⑩「書八」と⑪「御六」が確認できる。編年順のBとCのグループに、箱別の①～⑩の奉請状がほぼ対応しているといえる。

二 仏舍利奉請状の現状

(一) 天暦四年以後の仏舍利勘計記について

次に、A～Cの編年順のグループごとに、①～⑩の奉請状について検討しておきたい。既に橋本氏によって奉請状の概略は述べられているので、ここでは保管形態を復元する前提として、奉請状の形態と内容に重点を置いて概観しておく。

A天暦四年以後の勘計記は、原文書を確認することができないが、『仏舍利勘計記』によると、保延五年(一一三九)より一つ前の勘計は保延二年(一一三六)であることがわかる。ゆえに、天暦四年(九五〇)から保延二年(一一三六)までの継紙であったと考えられる。

また、A天暦四年以後の勘計記の内容についても『仏舍利勘計記』によって明らかとなる。それによると、はじめて本格的な勘計が行われたのは天暦四年(九五〇)であった。この時の仏舎利の粒数は、

甲壺四千式百五十九粒、乙壺五百卅五粒、都合四千七百九十四粒

で、甲壺の粒数が多く、乙壺の粒数が少なかった。それから半世紀たった天喜二年(一一五四)の勘計では、甲壺と乙壺の粒数は逆転し、以後それが踏襲された。平安時代の勘計は、後七日御修法や灌頂会に際して行

われ、法会の結願日に仏舎利の数を勘計するのが恒例であった。

一方、奉請の記事の初見は、康平五年(一〇六二)である。それまでは仏舎利を「開拜」する^⑮ということはあったが、「奉請」は行われていなかった。『仏舍利勘計記』には、「依 大内召三粒取出之」とみえ、後冷泉天皇が三粒奉請したことが知られる。延久二年(一〇七〇)にも五粒の奉請が行われたが、平安時代を通じて奉請はほとんど行われず主として勘計のみであった。

(二) 保延五年以後の仏舍利奉請状について

次のB保延五年以後の奉請状は、観智院聖教の①三通と、東寺百合文書の②「き函」(寛元四年分)一通の計四通のみが確認できる。現存する奉請状のうち、最古のものは保延五年十月七日東寺長者定海仏舍利奉請状^⑯で、奉請状の正文の初見として重要である。この奉請状には、杉製の軸木を芯にして久安六年(一一五〇)と仁平四年(一一五四)の奉請状^⑰が継がれている。料紙を詳しく検討すると、三通の奉請状のうち、仁平四年(一一五四)の奉請状の裏がももけているので、年紀の新しい奉請状を外側にした状態で長期間保管されていた。仁平四年(一一五四)以降の奉請状は、寛元四年(一二四六)^⑱まで原文書を確認することができないが、『仏舍利勘計記』によると、鎌倉時代を通じて勘計・奉請は行われていた。ゆえに、これらの奉請状も、B保延五年以後の奉請状として保管されていた可能性が高い。

保延五年(一一三九)の奉請状には「依 宣旨所奉渡内裏也」とあり、平安時代の勘計・奉請は宣旨によって行われていた。また、『仏舍利勘計記』によると、安貞三年(一二二九)正月十三日の勘計の記事に「今度初被勅封也」とあり、嘉禎三年(一二三七)十月二十六日の記事に、「此時初被立勅使」とあるので、この頃より勅使が派遣されるようになった。

これは建保四年（一二二六）に仏舍利が盗難に遭い、以後嚴重に管理されたためと考えられる。

（三）文永八年以後の仏舍利奉請状について

C文永八年以後の奉請状は、東寺百合文書の②～⑨の箱と東寺文書六芸之部の⑩「書八」と⑪「御六」にあつて、ほぼ完全に残っている。現在、前半の東寺百合文書の奉請状は、ほぼ一通文書となつており、後半の東寺文書六芸之部の奉請状は、江戸時代に卷子装に仕立てられている。

弘安二年（一二七九）四月十四日、滋野井実冬が勅使として亀山上皇の二粒をはじめ計十九粒を奉請した。これについては、亀山上皇院宣がみられ、勅使に奉請を命じている。それまで奉請は宣旨によつて行われ、奉請状に署判を加えるのは東寺長者であつたが、この頃より院宣によつて奉請が命じられ、鎌倉時代を通じて勅使の派遣と勅封が制度化した。なお、嘉暦四年（一二二九）にも宝蔵は盗難に遭い、甲壺と乙壺の仏舍利が混合されたため、これ以後は甲乙の区別をつけることが不可能となつた。

鎌倉時代にはまだ奉請の粒数が少かつたこともあり、その人数も少数で、天皇・上皇・公家・東寺長者・東寺執行などに限られていた。しかし、南北朝時代になると、奉請の粒数が増えるにつれて人数も多数となり、武家が奉請者としてみられるようになる。足利尊氏は諸国塔婆料のために仏舍利を奉請しており、鎌倉時代から南北朝時代にかけての武家の政治的地位を直接反映している。

一方で、頻繁に行われた奉請によつて仏舍利が減少したので、天皇が置文を認める事態となり、後宇多法皇は一度、後醍醐天皇は二度、後光厳天皇は一度置文を認めている。特に後光厳天皇の置文が認められた貞治二年（一二六三）からは、後七日御修法の結願後の正月十五日に奉請を限定するようになった。室町時代に奉請はようやく下火となり、長享三

年（一四八九）二月二十七日の後土御門天皇の奉請を最後に行われなくなった。

以上のように、建保四年東寺宝蔵納物注文や『仏舍利勘計記』などの勘計・奉請の記録をもとに、奉請状のグループ分けを行い、その所蔵について検討した。その結果、奉請状は観智院聖教・東寺百合文書・東寺文書六芸之部にあつて、編年順にA天曆四年以後の勘計記・B保延五年以後の奉請状・C文永八年以後の奉請状のグループにわけられることを確認した。また、奉請状をA～Cの三つのグループごとに、その保管形態と内容について概観した。編年順のA～Cのグループと、箱別の分類①～⑪を比較すると、A天曆四年以後の勘計記の原文書は現存せず、B保延五年以後の奉請状は、観智院聖教の①三通と東寺百合文書の②「き函」（寛元四年分）一通のみが伝わっている。そして、C文永八年以後の奉請状は、②「き函」（寛元四年分を除く）と東寺百合文書の③～⑨、東寺文書六芸之部の⑩「書八」と⑪「御六」が確認できる。編年順のBとCのグループに、箱別の①～⑪の奉請状がほぼ対応している。

『仏舍利勘計記』によると、平安時代は奉請よりも勘計が中心で後七日御修法や灌頂会に際して行われていた。また、勘計・奉請の命令方法については、平安時代は宣旨によつて命じられ、東寺長者の署判が加えられていたが、鎌倉時代は奉請に勅使が派遣されて奉請状を認めるようになった。南北朝時代には奉請の命令方法や奉請数・奉請者に変化がみられ、それまで天皇・公家を中心であつたが、武家にも奉請が行われるようになった。一方で、たびかさなる奉請によつて仏舍利の数が減少したため、後宇多法皇や後醍醐天皇らの置文によつて徐々に制限が加えられるようになり、長享三年（一四八九）の奉請が中世東寺における最後となつた。このように、奉請の記録と現在の所蔵を明らかにし、編年のグループごとに奉請状の現状を確認して内容の検討を行った。これにより、

本来の保管形態に即して奉請状を明確に位置づけることが可能となった。

第二節 仏舍利奉請状の作成と保管形態

一 仏舍利奉請状の作成過程

儀式や法会において作成された文書は、その次第とあわせて検討することによって、文書の機能を明確に位置づけることが可能となる。ここでは、奉請状の保管形態を復元する前提として、奉請という儀式において奉請状がどのように作成されたのか、奉請の次第について検討していきたいと思う。

前節で検討したように、奉請に直接関わったのは、天皇・上皇・勅使・公家・武家・東寺長者・東寺執行などに限られていた。一方で、東寺の寺僧は勘計・奉請にほとんど立ち会うことはなかった。ただし、東寺執行は宝蔵の道具を管理するという役割上、奉請に立ち会っている。そこで、東寺執行家に伝来した阿刀家文書にその記録を求めると、中世東寺における最後の奉請である『長享三年舍利奉請記写』²⁸⁾や、『長享三年東寺御舍利御奉請記』²⁹⁾などに詳しい記事がみられる。

『長享三年舍利奉請記写』は、奉請に関わった東寺執行の栄増が覚えとして書き記したものである。もう一つの『長享三年東寺御舍利御奉請記』には、奉請状が作成された経過が詳しく記されている。以下において、これらの次第をもとに奉請状の作成過程について検討しておきたいと思う。

長享三年（一四八九）二月十八日、後土御門天皇は勅使勸修寺教秀を遣わし東寺長者の性深に奉請を命じた。文安五年（一四四八）の後花園天皇

の奉請以来のことである。性深は栄増に対し、急な話であり装束等を調えられないので、二月二十七日に内裏において行うことを伝えた。

以下に、その時の奉請の儀式次第が記されている。項目名のみを順に掲出すると、

御舍利共奉人数 付装束事

仕丁事

三綱供奉事

路次事

とあり、次のように奉請の次第が記されている。

唐櫃ヲ大床之有職ニ渡申シテ後退出庭上ニ畢、有職ニ大蔵阿闍梨後祇候堂上、中綱請取之寺務ノ御前ニ東西行奉安置之御頭方寺務之其後一人有職請取白杖入内案西小壁寄懸終如元退出大床、今一人之有識平机一脚請取之入室内唐櫃之東傍退出畢、後執行御前蹲居唐櫃南方ニ、向北開之、先取覆傍ニ置キ次ニ鎖ヲ開キ次ニ蓋ヲ取り蝶番マテ一向放便宜方放置之後、先ツ舍利塔婆ヲ取出、平机上カラタシテ置之、可奉入御舍利料之、雖然奉入之事無之云々、其後先御舍利開勅封于時、後花園院勅封也、則奉移入舍利鉢小力以下ノ物執行事也勸解之折敷上ニ鉢二枚一、古院勅封并ニ舍利袋等入之、寺務御前ニ閣之、其外健陀ノ袈裟念珠以下ノ物一々開之、以後執行大床へ且ク退出申畢、

次長者自ラ御舍利ヲ北方ノ御簾ノ中御進上ノ後、又本座シテ着座シテ、其後者東西脇戸遣戸被閉密々ニ種々靈宝御觀覽有リ、月卿雲客マテ頂戴有リト見エタリ、而後開二ノ戸ヲ、被召執行如元、被奉納畢、

（註：原文をそのまま引用）

この次第によると、栄増は御道具唐櫃から舍利塔を取り出し、前回の勅封である後花園天皇の封を解いた。そして、折敷の上に鉢や匙、古い

勅封、舍利袋などを入れ、性深の前において披露した。さらに、栄増は、健陀穀子袈裟・水精念珠などの道具を床に並べて、一度東側の大床に出した。その後、性深が後土御門天皇をはじめ門跡が居ならぶ北方の御簾の中へ仏舍利を進めた後、東西の脇戸と遣戸を閉めた。内部では奉請が行われたが、その様子については、栄増は退出した後であるので記されていない。奉請が終わると栄増は道具を御道具唐櫃に納め、最後に勅使の勸修寺教秀が以下のように奉請状を認めた。

当今 勅封先規矣、此度繼紙伝奏之自筆ニテ祇候、大床当座書之、則往古繼紙ノ端ニ繼之ヲ、唐櫃納之、其繼紙云

九粒 御奉請
 三粒 式部卿宮 三粒 仁和寺宮
 三粒 勸修寺宮 一粒 上乘院宮
 三粒 東山殿 一粒 鷹司前関白
 一粒 長者准后 三粒 室町殿
 一粒 教秀 一粒 執行栄増
 一粒 別当隆賢

この時の奉請では、後土御門天皇の九粒をはじめとして、仁和寺や勸修寺の門跡や足利義政・足利義尚ら武家、東寺長者性深らが奉請にあずかったことがわかる。勸使の勸修寺教秀が認めた奉請状は、往古の繼紙に貼り継がれ、仏舍利とともに御道具唐櫃に納められて、東寺の宝蔵へ返却されたのであった。

以上、『長享三年仏舍利奉請記写』をもとに、奉請状の作成方法について確認した。奉請は、天皇・門跡ら臨席のもと秘密裡に行われた。奉請が終わった後、勸使が仏舍利の粒数を奉請状に認め、繼紙に継いで御道具唐櫃に納めた。このように、長享三年（一四八九）までの勘計・奉請において作成された奉請状は、編年順に継がれた繼紙であったのである。

東寺仏舍利奉請状の伝来と作成過程

奉請状は現在分散して伝わっているが、後七日御修法等道具目録・後七日御修法請僧交名・東寺結縁灌頂所卷数案などの御道具唐櫃に伝わった文書と同様に、繼紙であったことが明らかとなった。

二 仏舍利奉請状の保管形態

ここでは前項で検討した奉請状の作成過程をふまえ、原文書が伝わっているB保延五年以後の奉請状と、C文永八年以後の奉請状の保管形態について検討しておく。特にC文永八年以後の奉請状のうち、前半の奉請状については多くの原文書が残っているので、これを中心に検討を行っておきたいと思う。

B保延五年以後の奉請状のうち、原文書を確認できるのは、観智院聖教の①三通と東寺百合文書の②「き函」(寛元四年分)一通のみである。伝わっている奉請状の通数は少ないが、観智院聖教の奉請状①は原形を伝えており、B保延五年以後の奉請状はもとは繼紙であったと考えられる。

C文永八年以後の奉請状のうち、前半は東寺百合文書②⑨に、後半は東寺文書六芸之部⑩「書八」と⑪「御六」に伝わっている。順序が前後するが、前半の東寺百合文書の奉請状は、後で詳しくとりあげる。後半の東寺文書六芸之部の奉請状は、江戸時代に卷子装に仕立てられたものである。卷子装にする時に周囲が切断されたため、原形を確認するのは難しいが、文書の端に別の文書の端が残っているものや、複数の文書には同じ形状の虫損の痕跡がみられる。ゆえに、後半の東寺文書六芸之部の奉請状についても、もとは繼紙であったとしてよい。

次に、前半の東寺百合文書の奉請状について詳しく検討しておく。これらは現在一通文書の状態で各箱に分散しているものが多い。たとえば、②「き函」の奉請状は、一通ずつ平置き状態で保管されているが、

③「こ函」・④「ウ函」・⑤「せ函 南朝文書」・⑥「ヤ函」・⑦「里函」・⑧「マ函」の奉請状は、一通ずつ奥から端に向かって巻かれ、さらに保存用の和紙（主に美濃紙）で包まれて保管されている。なお、⑧は近年掛幅装に仕立てられている。

ここで少し、奉請状の保管形態について注目すると、C文永八年以後の奉請状のうち、前半の奉請状は、なぜ継紙ではなく東寺百合文書の各箱に分散して伝わっているのかという疑問が生じる。これまで奉請状の保管形態については、特に疑問視されたことはなかった。既に橋本氏によつて指摘されているように、奉請状の料紙の大きさ、紙質は、太政官発給の文書や院宣・綸旨と同様であり、勅使が認める（発給責任者となる）ことも含めて古文書学的にみれば最高の政治文書とされている。³³ゆえに、このように重要な文書を継紙にする可能性は低いと考えることもできるであろう。しかしながら、前項で検討したように、長享三年（一四八九）までの奉請において、往古の継紙に奉請状を継いでいるのは確実である。³⁴また、C文永八年以後の奉請状が、ほとんど完全に残っている現在の状況からも、もとは継紙で御道具唐櫃に納められていた可能性は高いといえる。

そこで、奉請状の料紙について、継紙として復元できるかどうかを検討する必要がある。幸い東寺百合文書の奉請状は、近年掛幅装となった⑧の奉請状を除き、裏打ちされていないため、この検討は比較的容易に行うことができる。ただし、この作業は原文書を移動しながら行うと負担をかけるおそれがあるので、編年順に写真版を並べて確認した後、料紙の検討を行った。

継紙の料紙については、以下のように大きく四つの特徴があげられる。一つめは天地の縁に筋が生じていること、二つめは天地の縁に煤汚れがみられること、三つめは縦皺が生じていること、四つめは同じ形状の虫

損の痕跡がみられることである。これらは御道具唐櫃に伝わった文書である後七日御修法等道具目録・後七日御修法請僧交名・東寺結縁灌頂所巻数案などに共通する継紙の特徴であり、卷子装で横折れが生じやすい絵巻物の特徴とも一致している。次に、これらの特徴について、奉請状の料紙を詳しく検討してみよう。

まず、第一の特徴は天地の縁に筋が生じる点である。これはその年によつて使用する料紙の寸法が、若干異なっていることによる。ゆえに、これらを継いだ時、前後の料紙より寸法が大きい料紙の天地に隙間が生じ、縁に筋が入るのである。次に、第二の特徴である天地の縁の煤汚れは、第一の特徴と同様に使用する料紙の寸法が異なっているため、料紙の天地の縁に煤がたまつてできる痕跡である。この煤汚れは、保存状態が良好なものにはあまりみられないが、宝蔵に納められた文書には顕著である。

そして、第三の特徴は縦皺である。たとえば、建治三年十二月二十七日勅使久我具房奉仏舎利奉請状³⁵のように、継紙の外側に近い料紙は、継紙の重みに加え、裏打ちされておらず滑りにくいために発生した縦皺がみられる。ただし、奉請状の料紙は上質で厚みがあり、コシが強いいため、後七日御修法等道具目録・後七日御修法請僧交名・東寺結縁灌頂所巻数案ほど目立たない。さらに、第四の特徴は、同じ形状の虫損の痕跡がみられることである。たとえば、②「き函」の弘安九年四月十九日勅使冷泉経頼奉仏舎利奉請状³⁶と③「こ函」の弘安十一年四月二日勅使藤原雅藤奉仏舎利奉請状³⁷のように、現在は別々の箱にわかれて存在している奉請状を編年順に並べてみると、同じ形状の虫損の痕跡があり、かつて継紙であったことを示している。このような虫損の痕跡は、実は写真版を編年順に並べるだけでも容易に判断できる。ただし、南北朝時代の奉請状は比較的上質の料紙も多く、当然のことながら虫損の痕跡はあまりみら

れない。ゆえに、全ての奉請状についてこの判断が有効ではないことをことわっておく。

料紙をさらに詳しく検討すると、以上に述べた継紙の特徴の他に、第五の特徴がみられる。それは糊つぎの部分が、料紙の端に黄変して残っていることである。特に平置きされた状態で保存箱に保管されている②「き函」の奉請状には多くみられる。これは奉請状を継紙から切り離して一通文書にした時に、糊つぎの部分を矧がしたために残ったものである。このように、C文永八年以後の奉請状のうち、前半の東寺百合文書の奉請状は、天地の縁の筋や煤汚れ、縦皺、虫損や糊つぎの痕跡などの継紙の特徴から、もとは継紙であったことが料紙の検討から裏づけられた。

以上、『長享三年仏舍利奉請記写』をもとに、奉請という儀式における奉請状の作成過程に注目して検討を行い、奉請状は現在、一通文書として各箱に分散しているが、本来の形態は編年順に継がれた継紙であったことを確認した。

また、原文書が伝わっているB保延五年以後の奉請状とC文永八年以後の奉請状について、保管形態の復元を行った。その結果、B保延五年以後の奉請状は、観智院聖教の①三通と東寺百合文書の②「き函」（寛元四年分）一通のみで、通数は少ないが継紙の形態を残している。そして、C文永八年以後の奉請状のうち、前半の東寺百合文書の奉請状については、継紙の特徴である、天地の縁の筋や煤汚れ、縦皺、虫損や糊つぎの痕跡が残っており、料紙の検討からもとは継紙であったことが明らかとなった。さらに、後半の東寺文書六芸之部の奉請状についても、複数の文書に同じ形状の虫損の痕跡がみられるのでもとは継紙であったことが確認できた。

このように、奉請状は、後七日御修法等道具目録・後七日御修法請僧交名・東寺結縁灌頂所巻数案などと同様に、勘計・奉請のたびに継紙に

継がれて、御道具唐櫃に納められて保管された。これまで奉請状の形態については疑問視されたことはなかったが、奉請の次第と料紙の双方から詳しく検討することによって、奉請状の機能を明確に位置づけることが可能となった。

第三節 仏舍利奉請状の保存と管理

一 江戸時代の古文書調査と修理

C文永八年以後の奉請状は、前節で確認したように、長享三年（一四八九）までは継紙であったが、現在は一通文書や卷子装となっている。それでは、江戸時代以降にどのような事情で現状のように分散するに至ったのであろうか。ここでは、江戸時代の古文書調査や修理に注目して、奉請状の保存と管理について考察しておきたいと思う。

既に述べたように、奉請状は、鎌倉時代以来、後七日御修法道具目録・後七日御修法請僧交名・東寺結縁灌頂巻数案とともに宝蔵の御道具唐櫃に納められ、後七日御修法などの法会や勘計・奉請のたびに宝蔵から出納されていた。しかし、奉請は長享三年（一四八九）を最後に行われなくなり、後七日御修法も戦国時代に途絶えた。ゆえに、江戸時代前期には、奉請状を含むこれらの文書は、御道具唐櫃に納められたままの状態で行ったと考えられる。

元和九年（一六三三）、後七日御修法は再興され、寛文八年（一六六八）に御道具唐櫃が寄進された³⁸。後七日御修法請僧交名はこの時点で継紙八巻³⁹に及ぶものであり、これらすべてを御道具唐櫃に納めるのはその容量から考えると困難である。ゆえに、後七日御修法に必要な後七日御修法道具目録や後七日御修法請僧交名については、年紀の最も新しい継紙一

⑩ 卷を御道具唐櫃に残し、これ以外の文書は別置された可能性が高い。一方、奉請状や東寺結縁灌頂請僧交名は、江戸時代には奉請や結縁灌頂が行われていないので、後七日御修法の再興や御道具唐櫃の寄進と前後して、御道具唐櫃から取り出され、宝蔵において別置・保管されたと考えられる。奉請状は、後に述べる前田綱紀の調査に採録されているので、この頃に宝蔵内の別の箱に別置されたのであろう。

さて、江戸時代の東寺における古文書調査としては、延宝年間（二六七三～一六八二）頃に行われた加賀藩五代藩主の前田綱紀による調査が知られている。前田綱紀は調査の返礼に百の桐箱（現存する箱は九三合）を東寺に寄進した。この桐箱に文書を納めて保管したことから、東寺百合文書の名称の由来となった。この時作成された目録である『松雲公採集異編類纂』の「東寺東宝蔵書品目録十」によると、B保延五年以後の奉請状のうち、観智院聖教の①三通と②「き函」（寛元四年分）一通は書写されていない。ただし、C文永八年以後の奉請状については、「一、文永八年舍利勘計之次奉請引付一卷」として書写されている。

そこで、C文永八年以後の奉請状のうち、②～⑪の文書を対照させると、すでに掲出した表の「仏舍利奉請状一覧」のようになる。前半の奉請状は東寺百合文書に八一通、後半の奉請状は東寺文書六芸之部に一九通確認できる。前半の東寺百合文書の奉請状は、編年順に書写されているのでこの時点では継紙のままであった。ただし、八一通すべてを一巻の継紙にすると紙数が多く太くなるので、数巻の継紙であった可能性も考えられる。^⑭

一方、後半の奉請状は、⑩「書八」と⑪「御六」として、江戸時代に卷子に仕立てられた。表紙の題箋にはいずれも同筆で「舍利奉請引付」と記され、表紙裂や見返しは両巻ともに同じであるので同時期に表装されたことがわかる。東寺文書六芸之部の成立は、同様の表装がみられる

千字文之部の箱書に「明和三年（一七六六）」「明和五年（一七六八）」とあるので、十八世紀後半までに卷子装とされたと考えられている。^⑮ しかしながら、この成立に関する詳しい史料が確認されておらず、C文永八年以後の奉請状のうち、後半の奉請状のみが卷子に表装された理由は不明である。ここで、東寺文書六芸之部の文書分類に注目すると、南北朝・室町時代の東寺における「庄園」「組織」「皮子」「官符類」「重書」等の内容別の分類^⑯によるものではなく、「論旨・院宣」「足利將軍家下文」等の、発給者別（天皇・上皇・足利將軍家・勅使・公家・武家など）の分類となっている。ゆえに、江戸時代の修理では、その当時の価値観によって文書が選び出された傾向がみられる。奉請状には、天皇・公家・武家の名前が掲出されているので、このような基準をみたとすものとして選び出され、東寺文書六芸之部として表装された可能性が高い。

以上のように、C文永八年以後の奉請状のうち、前半の奉請状は、中世東寺における最後の奉請が行われた長享三年（一四八九）以降、江戸時代の後七日御修法の再興や御道具唐櫃の寄進を経て宝蔵内部に別置され、前田綱紀によって調査が行われた延宝年間（一六七三～一六八二）頃までは原形を伝えていた。一方、後半の奉請状は、十八世紀後半までに卷子装にされ東寺文書六芸之部となった。このように、江戸時代に前半の奉請状は、継紙として伝えられ、後半の奉請状は、修理によって形態に変更が加えられたことが確認できる。

二 明治時代の古文書調査

C文永八年以後の奉請状のうち後半の奉請状は、前項で検討したように、江戸時代に卷子装となり東寺文書六芸之部に分類された。それに対し、前半の奉請状は、明治時代以降に東寺百合文書の各箱に分散して、

現状のように一通文書となった。ここでは、前半の奉請状が分散した経過について、明治時代の古文書調査の目録をもとに検討しておきたいと思う。

現在、奉請状が納められている東寺百合文書の②③④の箱のうち、③「こ函」・⑤「せ函」南朝文書」・⑦「里函」には、箱の分類上のある共通点がみられる。それは明治十二年（一八七九）に古文書調査が行われた点である。この時作成された『明治十二年儲書目録』によると、東寺百合文書や東寺文書六芸之部の他に、七つの文書分類があった。これらの文書は、現在東寺百合文書となっていて、これに東寺百合文書の箱名を対照させると、すでに掲出した表の「仏舎利奉請状一覽」のようになる。この七つの文書分類の末尾には、「右者百合文書の内選出控也」と朱書されており、明治時代に「百合文書」と呼ばれていた文書群の中から選び出されたものであることがわかる。このうち奉請状が含まれるのは、「勅旨院宣之部」「南朝之部」「讓状受書消息之部」で、現在の東寺百合文書の箱名でいうと、「こ函」「せ函南朝文書」「里函」にあたる。本来継紙であった奉請状は、明治十二年（一八七九）の時点で一通文書として分散していた。

ここで少し、奉請状が「勅旨院宣之部」「南朝之部」「讓状受書消息之部」に分類された理由について検討しておこう。まず、「勅旨院宣之部」は、宣旨や院宣が多くみられる箱で奉請状は二六通ある。奉請状の参列者に注目すると、「勅使」という記載が多いことに気づく。つまり、「勅使」の記載の有無によって分類されているのである。次の「南朝之部」は、後宇多・後醍醐・後村上天皇ら南朝の天皇の文書を主として集めたものである。ここには、後宇多天皇と後醍醐天皇の奉請状が二通分類されている。そして、「讓状受書消息之部」は讓状や請文・書状、細川勝元巻数返事や細川道賢巻数返事が大量にみられる箱である。奉請状は、文

観弘真が関わったものが二通所在しているが、讓状・受書・消息のいずれでもないもので、ここに分類された理由は不明である。

京都府が明治二十年（一八八七）に行った古文書調査の目録である『明治二十年目録』によると、「勅旨院宣之部」「南朝之部」「讓状受書消息之部」は、東寺百合文書となつてからは、順に「こ函」「せ函南朝文書」「里函」と箱名が変わる。そして、このいずれの箱にも分類されなかった奉請状が、現在は「き函」に存在するのである。「き函」は奉請状のみが伝わる東寺百合文書の中でも特殊な箱である。「き函」の奉請状をみると、天皇・勅使以外のものが勘計・奉請にあずかっており、「勅使」という記載はみられないものが多い。奉請状には「御奉請」と記載されているので、天皇が勘計・奉請に関わっていたことはすぐに読み取れるが、分類の基準は「こ函」とは対照的に、「勅使」の記載のないものとなっている。

このように、「こ函」の奉請状に「勅使」の記載があつて、「き函」の奉請状には「勅使」の記載がないことを考え合わせると、「南朝之部」「讓状受書消息之部」に分類した後に、「勅使」の記載がある奉請状を「勅旨院宣之部」に、「勅使」の記載のない奉請状を「き函」に納めたことがわかる。ゆえに、「き函」が奉請状のみ伝わる特殊な箱であるのは、明治時代に奉請状を一括して納めたことによるものであることが明らかとなった。おそらくこれと前後して、④「ウ函」・⑥「ヤ函」・⑨「マ函」の箱にも分散し、昭和四十年頃までに⑧の奉請状が東寺百合文書から流出したものと考えられる。こうしてC文永八年以後の奉請状のうち、前半の奉請状は江戸時代まで、継紙として伝わったが、明治二十年（一八八七）までに、継紙から一通文書となつて各箱に分類されて現在に至った。

以上、C文永八年以後の奉請状のうち後半の奉請状は、前田綱紀によって調査された後に、十八世紀後半までに表装されて東寺文書六芸之部と

なった。一方、前半の奉請状は、明治十二年（一八七九）までに、継紙から一通文書となつて、「勅旨院宣之部」「南朝之部」「讓状受書消息之部」などに分類された。そして、明治二十年（一八八七）までに残りの奉請状が東寺百合文書の②「き函」に一括して納められ、これと前後して④「ウ函」・⑥「ヤ函」・⑨「マ函」などにも分散した。

御道具唐櫃の文書の中で、奉請状のみがこのように特殊な経過をたどったのは、その料紙が上質で、発給者が勅使であることや、奉請者に時の権力者が名を連ねていたことによると考えられる。つまり、奉請状は江戸時代の修理や明治時代の古文書調査を契機として、特に文化的価値が高いものと評価されて、継紙から一通文書に作為的に形態を変えられたのであった。

むすびにかえて

以上、奉請状が御道具唐櫃の文書として宝蔵に伝わったことに注目し、奉請状の伝来と作成過程に重点を置いて、奉請状の保管形態について検討を加えた。また、奉請の次第から奉請状の作成方法について考察し、料紙の検討からもとは継紙であったことを明らかにした。さらに、江戸時代の修理や明治時代の古文書目録をもとに、奉請状が現状のように分散し現状のようになった経過をたどった。

第一節「仏舍利奉請状の伝来と現状」では、仏舎利の勘計・奉請の記録をもとにA～Cのグループわけを行い、奉請状の現在の所蔵について確認した。そして、グループごとに奉請状の形態と内容について概観した。奉請状は、A観智院聖教・B東寺百合文書・C東寺文書六芸之部の三つのグループにわけられ、①～⑪の箱に分散している。原文書と比べると、A天曆四年以後の勘計記は現存していないが、B保延五年以後の

奉請状は、観智院聖教と東寺百合文書に、C文永八年以後の奉請状は東寺百合文書と東寺文書六芸之部に確認することができる。

平安時代は奉請よりも勘計が中心で、後七日御修法や灌頂会に際して行われた。また、奉請の命令方法については、平安時代は勘計・奉請は宣旨によって命じられ、東寺長者の署判が加えられていた。鎌倉時代は奉請の勅使派遣と、勅使による奉請状作成が制度化された。さらに南北朝時代にはそれまで天皇・公家だけであったのが武家にも奉請が行われるようになり、奉請数・奉請者に変化がみられた。一方で、たびかさなる奉請によって仏舎利の数が減少したので、後宇多法皇や後醍醐天皇らの置文によって徐々に制限が加えられるようになり、長享三年（一四八九）の奉請が最後となった。

次に、第二節「仏舍利奉請状の作成と保管形態」では、長享三年（一四八九）の奉請の次第をもとに、奉請という儀式において奉請状が作成・保管された経過について検討した。奉請状は勅使が認めた後、継紙に継がれ、御道具唐櫃に納められた。また、原文書が伝わるB保延五年以後の奉請状と、C文永八年以後の奉請状について保管形態を復元し、ともに継紙として存在していたことを確認した。特にC文永八年以後の奉請状のうち、前半の東寺百合文書の奉請状については、料紙の天地の筋や煤汚れ、縦皺、虫損や糊つぎの痕跡などの特徴から、本来形態は継紙であったことを裏づけた。

そして、第三節「仏舍利奉請状の保存と管理」では、江戸時代の御道具唐櫃の寄進や江戸・明治時代の古文書目録に注目して、C文永八年以後の奉請状の保存と管理について考察を加えた。これにより、C文永八年以後の奉請状のうち後半の奉請状は、前田綱紀によって調査された後に、表装されて東寺文書六芸之部となり、前半の奉請状は、明治十二年（一八七九）の段階で継紙から一通文書となつて、「勅旨院宣之部」「南朝

之部」「讓状受書消息之部」に意図的に分類された。そして、明治二十年（二八八七）までにこれらの文書は順に、東寺百合文書の③「こ函」・⑤「せ函 南朝文書」・⑦「里函」となり、残りの奉請状は②「き函」に一括して納められ、さらに④「ウ函」・⑥「ヤ函」・⑨「マ函」などの箱に分散し現状のようになった経緯が明らかとなった。

御道具唐櫃に伝わった文書のうち、奉請状と後七日御修法請僧交名などを比べると、奉請状は特殊な伝来の経過をたどった文書であるといえる。これは奉請状の内容や料紙が上質であったことから、江戸時代以降、特に文化的価値が高いものと評価され、継紙から一通文書に作為的に形態を変えられたのであった。つまり、時代の価値判断が、文書の形態を変えてしまった一例でもある。東寺百合文書は、現在大部分が原形で保存されているが、保存のために表装された文書を除き、このように形態に変更を加えられた文書はあまり見当たらないのではないだろうか。ここに文書の修理・保存の難しさや現状で保存することの重要性を見いだすことができる。

継紙は、過去の法会・儀式の記録として一目瞭然であり、記録義務や説明責任を後世に伝える役目を果たしている。たとえば、応永十三年（二四〇六）に足利義満が「私奉請」として東寺西院において仏舍利を奉請した時の記録に、「一、先日上様御成時御舍利奉請記六事」として、「先々、御舍利御奉請時、勅使書進記六之由、令言上、随進蹤文之処、御自筆被遊、被出之了」とあり、本稿でとりあげた継紙について「蹤文」と記されている。また、文永八年十月二十七日勅使藤原顕雅奉仏舍利奉請状^④の端裏書には「文永八年舍利奉請引付」と記載されており、継紙は当時から「引付」として後日の証拠として認識されていたことをうかがわせる。

継紙の内容は、勘計・奉請の歴史そのものであり、定点観測の意味を

持っている。また、奉請状の作成方法は、古文书学的には法会・儀式において作成された文書のありかたを如実に示すものである。さらに、文書がその役目を終えて、江戸時代以降に修理や調査を経て分散した経過でさえも、その時代の価値判断をあらわしている。このように文書の伝来・作成・保存・管理における全ての形態を明確に位置づけることによって、文書のみならず、ものを保存し、ものをよりよい状態で後世に伝える真の意義をみるができると思う。

注

- ① 『東宝記』第二「大経蔵」。
- ② 橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』（思文閣出版、一九九〇年）の第二章「大師請来仏舍利の信仰」。
- ③ 上島有編著『東寺文書聚英解説篇』（同朋舎出版、一九八五年）図版番号二一八号文書解説。
- ④ 阿部泰郎「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼」（岩波講座 東洋思想 第一六卷『日本思想2』、岩波書店、一九八九年）、中尾堯『中世の勸進聖と舍利信仰』（吉川弘文館、二〇〇一年）、ブライアン・小野坂・ルバート「中世前期における祈雨及び祈雨記類聚―「請雨経法」に関する一考察―」（覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』、親王院堯榮文庫、二〇〇四年）、上川通夫「如意宝珠法の成立」（覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』、親王院堯榮文庫、二〇〇四年）、松本郁代「中世王権と即位灌頂―聖教のなかの歴史叙述」（森話社、二〇〇五年）、内藤榮『舍利莊嚴美術の研究』（青史出版、二〇一〇年）、内藤榮『舍利と宝珠』（ぎょうせい、二〇一一年）など。
- ⑤ 御道具唐櫃の文書については、新見康子「東寺宝蔵の文書の伝来と現状」（東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年）。また、後七日御修法請僧交名の料紙のデータについては、富田正弘「中世・近世公験文書料紙の変遷―真言院後七日御修法請僧交名と東福寺公帖―」（研究代表者富田正弘「紙素材文化財（文書・典籍・聖教・絵図）の年代推定に関する基礎的研究」（研究課題番号・18200054）平

- 成18（19年度科学研究費補助金「基盤研究（A）」研究成果報告書、二〇一〇年）。
- ⑥ 東寺百合文書丙号外之部一八号。
- ⑦ 東寺百合文書せ函古文書之部一二号。
- ⑧ 宝蔵の宝物と文書については、新見康子『東寺宝物の成立過程の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。
- ⑨ 東寺文書六芸之部の奉請状のうち、「御六」三号文書と四号文書のように前後して編年順となっていない部分もみられる。
- ⑩ 観智院聖教一四五箱には、「雑部」と記された紙が貼られている。内部の聖教類の書写奥書によると、観智院に関係のあるものは少なく、金蓮院などの他の子院に伝わっていたものが多い。また、奉請状の他に何通か東寺家に伝来した文書もみられる。ゆえに、本来観智院に伝来した聖教箱ではなく、寺家に伝来した聖教と文書が混在した箱と考えられる。
- ⑪ 年紀から、もとは「き函」や「こ函」に伝わった文書と考えられる。
- ⑫ 東寺百合文書き函三七号。
- ⑬ 『廿一口方評定引付』（東寺百合文書天地之部一八号）応永十三年九月十一日条。
- ⑭ 前掲註②。
- ⑮ 『仏舍利勘計記』永承六年正月十五日条。
- ⑯ 観智院聖教一四五箱二八号（三）。
- ⑰ 久安六年正月十五日東寺三綱連署仏舍利奉請状（観智院聖教一四五箱二八号（二））、仁平四年正月十六日東寺長者元海仏舍利奉請状（観智院聖教一四五箱二八号（一））。
- ⑱ 寛元四年十一月十一日東寺長者良恵仏舍利奉請状（東寺百合文書き函一七号）。
- ⑲ 『東寺長者補任』建保四年条、『東宝記』第二「大経蔵」。
- ⑳ 弘安二年四月十四日龜山上皇院宣（白河本東寺百合文書一三四冊）。
- ㉑ 院宣で奉請を命じた初見は、『仏舍利勘計記』によると、平治元年（一一五九）九月十六日、平時忠が奉じた後白河上皇院宣（中村直勝『日本古文書学』（角川書店、一九七一年）一九八号文書）で、東寺長者に命じられている。
- ㉒ 鎌倉時代以降の奉請状の中で、勅使が関わっていないものは、永仁三年五月二十七日東寺長者勝惠奉仏舍利奉請状（東寺百合文書ウ函一八号）、徳治三年正月二十八日東寺長者禪助奉仏舍利奉請状（東寺百合文書き函一四号）、建武二年後十月二十三日東寺長者弘真奉仏舍利奉請状（東寺百合文書里函三四号）、応永十三年九月十日足利義満自筆仏舍利奉請状（東寺百合文書き函三七号）などにかぎられる。
- ㉓ 『東寺長者補任』嘉暦四年条、『東宝記』第二「大経蔵」。
- ㉔ 高見寛応編『追崇帖』（弘法大師一千百年御忌事務局、一九三四年）によると、昭和九年（一九三四）の弘法大師一千百年遠忌の時に勅使が派遣され仏舍利開封後に結縁灌頂が行われた。そして閉封後、御影堂において仏舎利の勘計記が認められた。現在、仏舎利は甲と乙の二つに分置されており、東寺では甲を勅封、乙を教封としている。
- ㉕ 武家の奉請状の初見は、建武四年四月三十日勅使四条隆蔭奉仏舍利奉請状（東寺百合文書こ函六二号）である。
- ㉖ 暦応四年六月六日勅使四条隆蔭奉仏舍利奉請状（松雲寺文書）。
- ㉗ 文保三年四月五日後宇多法皇宸筆置文（東寺文書御宸翰之部四）、正中元年十二月十四日後醍醐天皇宸筆置文（東寺文書御宸翰之部五）、元弘三年九月二十二日後醍醐天皇宸筆置文（国立歴史民俗博物館所蔵）、後光厳天皇宸筆置文（東寺文書御宸翰之部七）。『仏舍利勘計記』によると、これらの置文は舎利の入った箱に納められていた。東寺文書御宸翰之部の文書については、新見康子「東寺文書御宸翰之部の伝来と現状」（『博物館学年報』三九号、同志社大学博物館学芸員課程、二〇〇八年）。
- ㉘ 阿刀家文書（京都国立博物館所蔵）。
- ㉙ 前掲註②。
- ㉚ 『御六』一一号文書。『長享三年仏舍利奉請記写』には、執行栄増と別当隆賢が一粒ずつ仏舎利を奉請したことが記されているが、この記載はみられない。
- ㉛ 「御六」九号文書の端に、「御六」八号文書の紙の端が残っている。
- ㉜ 「書八」一・二号文書、「御六」九〜一一号文書。
- ㉝ 前掲註②。
- ㉞ 京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録第五』（京都府立総合資料館、

一九七九年)に、弘安三年七月二十八日勅使久我具房奉仏舎利奉請状(東寺百合文書こ函一九号)の端裏書の一部が、弘安三年五月十八日勅使源資平奉仏舎利奉請状(東寺百合文書こ函一八号)の奥に残っていることが指摘されている。

③⑤ 東寺百合文書き函三号。

③⑥ 東寺百合文書き箱五号。

③⑦ 東寺百合文書こ函二一、二二号。

③⑧ 御道具唐櫃蓋裏朱漆銘「奉寄附東寺、御修法御道具朱唐櫃一合、五色糸三筋、内金胎二塔一、寛文八戊申年林鐘日、法務三寶院大僧正高賢、安政四年丁巳初冬加修飾、年預僧正舜宝」。

③⑨ 寛文八年(一六六八)以前の後七日御修法請僧交名の継紙は、東寺百合文書ろ函一〜三号文書、東寺百合文書ふ函二・四・五・八号文書の計七巻で、承元五年(一一二一)から弘長元年(一一六二)までの継紙五一通一巻のみが失われている。

④⑩ 後七日御修法請僧交名(東寺百合文書ふ函八号)一九通一巻は、文安三年(一四四六)から寛永七年(一六三〇)までのもので、文安三年(一四四六)〜長禄四年(一四六〇)一一通の継紙に、元和九年(一一六三)〜寛永七年(一六三〇)八通が継がれたものである。ただし、康正二年(一四五六)〜長禄三年(一四五九)・長禄五年(一四六一)〜元和八年(一一六二)分は後七日御修法中断のため作成されておらず、寛永八年(一一六三)分は欠失している。

④⑪ 前田綱紀による東寺の古文書調査については、近藤磐雄『加賀松雲公』(羽野知顕、一九〇九年)、『図録東寺百合文書』(京都府立総合資料館、一九七〇年)の「解説 東寺百合文書について」、若林喜三郎『前田綱紀』(吉川弘文館、一九八六年)など。

④⑫ 継紙の料紙のうち、裏全体がももけているものや特に汚れの顕著なものについては、外側にして長期間保管され表紙の役目をしてきた可能性があ

る。たとえば、年紀の最も古い文永八年十月二十七日勅使藤原顕雅奉仏舎利奉請状(東寺百合文書こ函一一号)の料紙裏や、中間の正和五年十二月二十九日勅使堀川光藤奉仏舎利奉請状(東寺百合文書き函二二、二三号)の料紙裏も、全体に煤け汚れが顕著である。

④⑬ 奉請状のうち、寛政年間(一七八九〜一八〇二)白河本東寺百合文書には、寛元四年(一一二四)の奉請状と文永八年(一一七一)から延文五年(一二三五)正月十四日までの奉請状が書写されているが、これ以降の奉請状については書写されていない。これは、東寺文書六芸之部として既に表装されて別置されていたためと考えられる。

④⑭ 黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年)。

④⑮ 東寺宝物館所蔵。内容については、上島有『東寺・東寺文書の研究』(思文閣出版、一九九八年)第二章第三章「増補東寺文書の伝来と現状」。

④⑯ 目録の文書名については、「古文書之部」は年紀と簡単な内容、「勅旨院宣之部」「南朝之部」はいずれも年紀と奉者、「太政官牒補任之部」は年紀と補任者、「足利將軍家下文之部」「武家御教書并達之部」「讓状受書消息之部」は、年紀と発給者・差出書のように簡略なものである。

④⑰ 京都府行政文書(京都府立総合資料館所蔵)。

④⑱ 『廿一口方評定引付』(東寺百合文書天地之部一八号) 応永十三年九月二十六日条。

④⑲ 東寺百合文書こ函一一号。

(東寺文化財保護課長)

付記 東寺百合文書の閲覧にあたっては、京都府立総合資料館歴史資料課の池田好信氏にお世話になりました。記して御礼申し上げます。